

うるま市指定給水装置工事事業者 各種届出等の案内

指定事項の変更

名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届」（水道法施行規則様式第10）を提出してください。

指定給水装置工事主任技術者選任・解任

給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、当該事由が発生した日から二週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届」（水道法施行規則様式第3）を提出してください。

事業の廃止、休止または再開

廃業や合併による消滅等があったときは、当該廃止、休止の日から30日以内、休止後再開の日から10日以内に「指定給水工事事業者廃止・休止・再開届」（水道法施行規則様式第11）を提出してください。

添付書類：《表中○印が添付書類として必要です》

届出の種類			定款(財団 法人の場合 は寄附行為) の写し	履歴事項 全部証明 書 (#1)	住民票	誓約書	備 考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○	-	-	履歴事項全部証明書、 住民票は発行日から3 ヶ月以内のもの。 定款は直近のもの 住所変更の場合は事業 所位置図・写真・その 他(緊急連絡先や FAX 番号、E-mail アドレス などがあれば記載
		個人	-	-	○	-	
	住所	法人	○	○	-	-	
		個人	-	-	○	-	
	代表者	法人	○	○	-	○	
	役員	法人	-	○	-	○	
	事業所の名称 又は所在地	法人	-	-	-	-	支店の移転等本店の変 更登記や住民登録の変 更を伴わないもの
		個人	-	-	-	-	
主任技術者の選任・解任			免状のコピー				選任のときのみ
事業の廃止、休止 又は再開		法人	不要				
		個人					

#1：広域指定のため二カ所以上へ同時申請の場合には、原本提出先が明らかな場合にコピー可とする。

コピーした履歴事項全部証明書の余白に「原本は〇〇市（町村）へ提出」と記入して下さい。

※ 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。

※ 法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から個人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。この場合は「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。

※ 有限会社から株式会社への組織変更等の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

※ 認可証再発行手数料：1,000円

※ 本市ホームページの名簿更新は原則として20日までの届出に対し翌月1日となります。

受付：うるま市水道部 工務課 給水係

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段 896 番地

TEL：098-975-0306